

答 申 第 3 6 8 号

平成24年11月27日

千葉県教育委員会

委員長 山田 純子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年6月6日付け教指第423号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第457号

平成23年5月9日付けで提起された、平成23年3月18日付け教指第1899号で通知した行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が不開示とした情報のうち、次に掲げる事項を開示すべきである。

- 1 下記第4の2（2）ア（ア）のうち、23年度入試事務を担当した県職員が所属する組織名及び同組織の電話番号
- 2 下記第4の2（2）ア（イ）のうち、下記第4の3（3）ア（イ）（問題用紙の具体的運搬方法及び同時刻）以外の情報

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年3月18日付け教指第1899号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政文書部分開示決定通知書の不開示部分にどのような情報が記載されているのか分からず、不開示条項の該当性について検討することができない。

行政文書部分開示決定通知書には具体的な不開示理由が記載されていない。理由説明書に記載されている理由こそ行政文書部分開示決定通知書に記載すべきものである。

- (2) 入学者選抜業務はすでに終了しており、「県教育委員会が行う入学者選抜事務に関する情報であり、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との理由には疑問がある。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成23年2月16日付けで、「教育庁における『平成23年度高等学校入学者選抜』に係る危機管理体制の判明する文書」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、下記2の文書を対象文書として特定し、本件決定を行った。

2 本件請求に係る対象文書について

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「平成23年度千葉県公立高等学校入学者選抜 前期選抜における緊急対応について」及び「平成23年度千葉県公立高等学校入学者選抜 後期選抜における緊急対応について」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

本件対象文書は、教育振興部指導課（以下「指導課」という。）において、千葉県公立高等学校入学者選抜（以下「公立高校入試」という。）を担当する職員が公立高校入試前期選抜及び後期選抜を実施する際のマニュアルとして利用するため、指導課の職員に配布した文書である。

本件対象文書に記録されている情報は、入学試験問題の保管と管理を行う部署と場所、日直者、宿直者の居場所や業務、緊急の際の対応方法、連絡先等であり、Ⅰ組織、Ⅱ予想される緊急事態、Ⅲ緊急の対応方法、Ⅳその他及び連絡網で構成されている。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

報道機関各社の担当者の姓及び電話番号、指導課職員個人の電話番号は、個人が識別される情報であることは明らかである。

(2) 条例第8条第6号該当性について

ア 条例第8条第6号イは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定している。本件対象文書に記載された公立高校入試は、実施機関が公立高校の入学者を選抜するために行う試験事務である。

イ 本件対象文書に記載された「学力検査用紙等の配布に関する内容」は、学力検査を実施するための本部の体制、日直者、宿直者の業務に係る情報であり、公にされた場合、学力検査用紙の盗難や検査の実施が妨害されるなど、当該業務の適正な遂行が妨げられるおそれがある。

ウ 「学力検査の実施及び評価に関する内容」は、検査の際の突発事故に伴う緊急対応についての情報であり、公にされた場合、検査の実施が妨害されたり、停電等で放送設備の全部又は一部が使用できなくなった状況での対応や、検査が実施できなかった場合における対応などの様々な事態にケースバイケースで柔軟かつ適切に判断することが困難となるなど、当該事務の適正な遂行が妨げられるおそれがある。

エ 「報道機関等の連絡先部局等名」は、報道機関及び交通機関の担当部局の連絡先の情報であり、公にされた場合、保護者等からの問い合わせが殺到すると、

緊急時の連絡に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行が妨げられるおそれがある。

オ 「電話番号」及び「FAX番号」は公開されているものではなく、本件公立高校入試に係る緊急時のみに特別に利用するものとして各機関より情報提供を受けたものであり、公にされた場合、保護者等からの問い合わせ等が殺到すると、緊急時の連絡に支障をきたすなど、当該事務の適正な遂行が妨げられるおそれがある。

カ よって、「学力検査用紙等の配布に関する内容」、「学力検査の実施及び評価に関する内容」、「報道機関等の連絡先部局等名」並びに「電話番号」及び「FAX番号」は、いずれも条例第8条第6号に該当する。

4 異議申立ての理由について

(1) 理由付記に不備があるとの主張について

本件決定における理由付記は、単に適用条文のみを記載したのではなく、条例第8条の該当する不開示条項を適用させる理由を具体的に記載していることから理由付記に瑕疵はなく、異議申立人の主張に理由はない。

(2) 入学者選抜業務はすでに終了しており、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由には疑問があるとの主張について

異議申立人は「入学者選抜業務はすでに終了しており『県教育委員会が行う入学者選抜事務に関する情報であり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある』との理由には疑問がある。」としている。

しかし、入学者選抜事務は毎年ほぼ同じ内容である千葉県公立高等学校入学者選抜実施要領に基づいて実施されるため、異議申立てが提起された時点で異議申立てに係る年度の検査は終了していても、公にすることにより、翌年度以降の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当するものであり、該当性について疑問があるとする異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、第3の1のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、平成23年度の公立高校入学者選抜の前期選抜及び後期選

抜（以下「平成23年度入試」という。）における緊急対応に関する文書である。

審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は次のとおり構成されていた。

このうち、イ、ウ及びエについて、不開示とされた情報はなかった。

ア 前期選抜（及び後期選抜）における緊急対応について

イ 別紙1 緊急対応：電車等公共交通機関に遅れが発生した場合

ウ 別紙2 緊急の対応方法等について

エ 株式会社ベイエフエムに係る緊急告知の依頼文書

オ 株式会社ベイエフエム関係者との連絡網

(2) これらのうち、本件決定において不開示とされた情報は、次のとおりである。

ア 上記(1)アに記載された次に掲げる情報

(ア) 平成23年度入試本部の事務を担当した県職員が所属する組織名及び同組織の電話番号並びに同組織職員の宿直日及び宿直（仮眠）場所

(イ) 宿直時における同組織の業務

(ウ) 交通機関並びに放送機関の名称、電話番号及びファクス番号

(エ) 株式会社ベイエフエム職員の氏名及び携帯電話番号

(オ) 国語聞き取り検査及び英語リスニングテストについての緊急対応

イ 上記(1)オに記載された次に掲げる情報

(ア) 株式会社ベイエフエムの連絡先部局名及び職員の氏名

(イ) 平成23年度入試事務を担当した県職員の携帯電話番号

3 条例第8条該当性について

(1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち次に掲げるものは、条例第8条第2号に規定する、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、かつ、同号ただし書に該当しない。

ア 上記2(2)ア(エ)及びイ(ア)のうち、株式会社ベイエフエム職員の氏名

イ 上記2(2)ア(エ)のうち、株式会社ベイエフエム職員の携帯電話番号

ウ 上記2(2)イ(イ)

(2) 条例第8条第3号及び第6号該当性について

本件対象文書に記載されている情報のうち、上記2(2)ア(ウ)は、公にすると、交通機関の事故等発生時における一般県民からの電話等が殺到することにより、当該交通機関及び報道機関の連絡先部局の電話が他の業務のために

使用できなくなることが予想され、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、条例第8条第3号イに該当する。

また、交通機関及び報道機関の連絡先部局への電話の不通により、公立高校入試の事務担当者から交通機関及び報道機関への電話連絡等ができなくなることとも予想され、公立高校入試の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第8条6号柱書きにも該当する。

(3) 条例第8条第6号該当性について

ア 不開示とすべき情報について

(ア) 上記2(2)ア(ア)のうち、平成23年度入試事務を担当した県職員の宿直日及び宿直場所については、公にすることにより、問題用紙が盗まれるおそれがある等公立高校入試の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第8条6号柱書きに該当する。

(イ) 上記2(2)ア(イ)のうち、問題用紙の具体的運搬方法及び同時刻については、上記(3)ア(ア)と同様に、公にすることにより、問題用紙が盗まれるおそれがある等公立高校入試の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第8条6号柱書きに該当する。

(ウ) 上記2(2)ア(オ)の国語聞き取り検査及び英語リスニングテストについての緊急対応は、公にすることにより、現場の各学校における弾力的な対応が困難となり、公立高校入試の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、条例第8条6号柱書きに該当する。

イ 開示すべき情報について

(ア) 上記2(2)ア(ア)のうち、平成23年度入試事務を担当した県職員が所属する組織名及び同組織の電話番号については、県庁舎の廊下に貼付され、来庁者であれば何人も閲覧可能な指導課座席表に記載されている情報であり、公にすることにより、公立高校入試の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいうことができず、条例第8条6号に該当しない。

(イ) 上記2(2)ア(イ)のうち、上記3(3)ア(イ)(問題用紙の具体的運搬方法及び同時刻)以外の情報については、公立高校入試の事務を担当する職員がとるべき一般的な行為に関する情報であり、条例第8条6号

に該当しない。

4 本件決定における理由付記について

- (1) 条例第12条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときはその旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」と規定する。

また、同条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定しており、理由の付記を義務付けている。

- (2) 一般に、法規が行政処分に理由を付すべきものとしている場合において、その趣旨とするところは、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあるものと解され（最判昭和38年5月31日民集第17巻第4号617頁）、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合も、これと同一の趣旨によるものと解するのが相当である。

このような理由提示制度の趣旨にかんがみれば、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないというべきである。

- (3) また、東京都公文書開示等に関する条例（昭和59年東京都条例109号）に係る理由付記について、最高裁は、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」（最判平成4年12月10日判時1453号116頁）と判示する。

つまり、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、（中略）非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければなら」ないが、「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別」である旨判示するものである。

- (4) 本件についてみると、本件決定通知書には開示しない理由として、「県教育委員会が行う入学者選抜事務に関する情報であり、公にすることにより、当該

事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(6号)」との理由が示されているにとどまっており、この限りでは、なぜ条例第8条6号に該当し不開示とされたものであるかを異議申立人が知ることは困難であるといえる。

- (5) 一方、条例第8条第6号に該当するため、開示しない部分として、本件決定通知書には、「電話番号(6号)、学力検査用紙等の配布に関する内容(6号)、学力検査の実施及び評価に関する内容(6号)、報道機関等の連絡先部局等名(6号)、FAX番号(6号)」と記載されている。

また、本件対象文書において条例第8条第6号該当として不開示とされたのは、本部設置場所の欄、本部における宿直の日時及び業務の欄、報道機関等の連絡先部局等名並びに電話及びFAX番号の欄、国語聞き取り検査及び英語リスニングテストの欄である。

- (6) 本件決定において不開示とされた部分に係る情報は、本部設置場所(問題用紙の保管場所)に係る情報、宿直職員が公立高校入学者選抜の前日までに行うべき梱包等具体的運搬方法に係る業務や宿直者が注意すべき事項に係る情報、さらにはリスニングテスト等の緊急対応に関する事項に係る情報であるが、入学試験時において、問題用紙の盗難、試験問題の漏えいや交通機関の乱れ等によるトラブルの発生等については、よく報道される場所である。

- (7) そこで、本件決定書に付記された理由と不開示とされた欄とを考え併せると、異議申立人においては、不開示とされた情報については、条例第8条第6号柱書きにいう事務事業情報に当たり、これらを公にした場合、問題用紙の盗難やリスニングテスト等の緊急対応が困難になるなどして、公立高校入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されたことを容易に認識し得るものと認められ、実施機関において、不開示とされた部分に係る情報が同号の不開示情報に該当するとして本件決定をしたことを、その根拠とともに了知し得るものであったといえる。

- (8) よって、理由付記に不備があるとまでは言えず、取消し相当との異議申立人の主張を取り上げることはできない。

5 異議申立人の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち、次に掲げる事項を開示すべきである。

- (1) 上記第4の2(2)ア(ア)のうち、23年度入試事務を担当した県職員が所属する組織名及び同組織の電話番号

(2) 上記第4の2(2)ア(イ)のうち、上記第4の3(3)ア(イ)(問題用紙の具体的運搬方法及び同時刻)以外の情報

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年6月6日	諮問書の受理
平成23年7月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年3月23日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成24年4月27日	審議
平成24年6月1日	審議
平成24年6月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
泉 登 茂 子	公認会計士	
木 村 琢 麿	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成24年6月29日現在)